

アマダグループ<sup>®</sup>

## サステナブル調達ガイドライン



Ver.1.0

2025.12.13



## **はじめに**

私たちアマダグループ<sup>®</sup>は、地球環境に優しいモノづくりを進めるために「グリーン調達ガイドライン」を制定し、環境負荷の少ない資材を調達する「グリーン調達」を推進してきました。サステナブル社会の構築がグローバルでの最重要課題の 1 つとして挙げられる中、環境問題や有害化学物質の管理に加え、「労働・安全衛生・倫理など人権尊重や社会への貢献」を通じて、企業の社会的責任を果たしてまいります。

資材調達の分野においては、持続可能な調達活動を推進するために、従来の「グリーン調達ガイドライン」から一步前進した、『サステナブル調達ガイドライン』を制定いたします。

持続可能な資材調達(以下サステナブル調達)を通じて、持続可能な社会の構築を目指し、サプライヤーの皆様と共に取り組んでまいります。

ご支援とご協力をお願ひいたします。

# 目次

1. アマダグループ・サステナブル調達方針 .....	1
2. サステナブル調達ガイドラインの概要 .....	2
3. 適用範囲と購買の考え方 .....	3
4. サプライヤー様への協力のお願い .....	4
4.1 調査依頼内容 .....	4
4.2 ガイドライン、調査票などの入手方法について .....	6
4.3 規制化学物質不使用のお願い .....	6
4.4 お問合せ先 .....	7
5. 附則 .....	7
付属書 1. サプライヤー行動規範 .....	8
A. 環境 .....	8
B. 有害化学物質 .....	9
C. 労働・人権 .....	9
D. 安全衛生 .....	12
E. 倫理 .....	14
F. その他 .....	16
付属書 2. 化学物質の管理指針 .....	18
付 2.1 目的 .....	18
付 2.2 適用範囲 .....	18
付 2.3 用語定義 .....	18

付 2.4 使用禁止物質、管理物質の運用 .....	18
付 2.5 油脂（混合物）の取扱いについて .....	19
改訂履歴 .....	20

# 1. アマダグループ・サステナブル調達方針

## サステナブル調達基本方針

アマダグループは、持続可能な資材調達に向け、「サステナブル調達」を推進いたします。

法令遵守や環境配慮はもとより、人権尊重や社会への貢献などを含めた

サステナブル調達をグローバルに展開することで、社会的責任を果たしてまいります。

サプライヤーの皆様と一体となった取り組みを通じて、サプライチェーン全体でサステナビリティを実現していきます。

### 1. 環境問題への取り組み

資材調達において、温室効果ガス排出量削減と廃棄物削減を優先的に取り組み、

サプライヤーの皆様と一緒に、人と地球環境を大切にする社会の実現に貢献します。

### 2. 有害化学物質の管理

お客様に販売・納入する製品を構成する調達品等に使用される化学物質および製品に含まれる含有化学物質に関して、使用禁止物質を明確にし、サプライヤーの皆様に周知徹底することで、製品の環境に関する品質の維持・向上を目指します。

### 3. 労働者に対する人権の尊重

労働者の人権を尊重し、国際社会から理解されるよう、尊厳と敬意をもって接することに取り組みます。これは、直接的および間接的なサプライヤー、ならびに臨時社員、移民労働者、学生、契約社員、直接雇用者、およびその他の就労形態の労働者を含む、すべての労働者を対象とします。

### 4. 安全衛生の確保

業務上の怪我や病気の発生率を最小限に抑えることに加え、安全で衛生的な作業環境を整えるため、職場での安全衛生の問題を特定し解決します。

### 5. 高い倫理観による健全な企業活動の推進

社会的責任を果たし、公正なビジネスを実施するために、法令遵守の徹底と不適切な利益の排除を行い、公正・公平な取引関係を構築、維持します。

## 2. サステナブル調達ガイドラインの概要

アマダグループ・サステナブル調達方針に基づいて、ガイドラインを以下のように制定します。

### 1. 温室効果ガス排出量削減と廃棄物の抑制

#### (1) 温室効果ガス排出量の少ない資材調達の推進

原材料調達から製造工程における温室効果ガス排出量の少ない資材、製品を調達していきます。

お互いに温室効果ガス排出量削減活動を推進し、低炭素調達品のご提供をお願いいたします。

##### ●アマダグループの SBT による温室効果ガス削減目標のご紹介

**目標値：2030 年度△27.5%(2019 年度比)**[Scope3(カテゴリー 1 およびカテゴリー 11)に対しての目標値]

※1 SBT とは：パリ協定に基づき、科学と整合した企業の温室効果ガス削減目標

※2 Scope3 とは：サプライチェーン上の活動に伴う間接的な温室効果ガス排出量

・カテゴリー 1：購入した製品・サービス(例)原材料の調達など

・カテゴリー 11：販売した製品の使用 (例)使用者による製品の使用

#### (2) 廃棄物の抑制

梱包材の代替え・再利用・リサイクル・その他の活動を通じて、廃棄物の発生を抑制し

天然資源の使用削減にご配慮をお願いいたします。

※詳細は、「付属書 1 サプライヤー行動規範 A.環境」を参照ください。

## 2. 有害化学物質の取扱いおよび情報管理とその体制について

### (1) 取り扱いの注意事項

調達品等に使用される化学物質(有害物質含む)に対し、「使用・保管・廃棄」までの取り扱いの注意事項について規定しています。

### (2) 製品含有化学物質の情報管理体制の強化

増加する化学物質規制に対応するため、製品含有化学物質情報の管理体制の強化を推奨していきます。

また、製品含有化学物質情報は「chemSHERPA」にて提出していただき管理していきます。

※詳細は、「4.1.(2)調査方法」

「付属書1.サプライヤー行動規範 B.有害化学物質」

「付属書2.化学物質の管理指針」

別紙「規制化学物質一覧」を参照ください。

## 3. 労働者に対する遵守事項

労働者に対する遵守事項として

「強制労働の禁止、若年労働者、労働時間、賃金及び福利厚生、差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇、結社の自由および団体交渉」について規定しています。

※詳細は、「付属書 1.サプライヤー行動規範 C.労働・人権」を参照ください。

## **4. 安全衛生確保に向けた取り組み**

労働環境を整える施策として

「労働安全衛生、緊急時の備え、労働災害および疾病、産業衛生、身体に負荷のかかる作業、機械の安全対策、衛生設備・食事・および住居、安全衛生に関する連絡」について規定しています。

※詳細は、「付属書 1 サプライヤー行動規範 D.安全衛生」を参照ください。

## **5. 健全な企業活動に必要な倫理事項**

企業が法令を遵守し、社会的責任を果たすために必要な倫理事項として

「ビジネスイングリティ(誠実性)、不適切な利益の排除、情報の開示、知的財産、公正なビジネス・広告・および競争、身元の保護と報復の禁止、責任ある鉱物調達、プライバシー」について規定しています。

※詳細は、「付属書 1 サプライヤー行動規範 E.倫理事項」を参照ください。

## **3. 適用範囲と購買の考え方**

### **1. 適用範囲**

本ガイドラインの適用範囲は下記となります。

#### **(1)アマダグループにおける調達品**

\* 調達品とは、製品の製造に用いる原材料・副資材・部品・消耗品、および保守部品、梱包材等、アマダグループがお客様に販売・納入する製品を構成する物を総称します。モジュール・ユニット・ASSY 品等機械内部に組み込まれ、直接人体に接触しない調達品やオイル・グリス等の調達品も含みます。

#### **(2)アマダグループが第三者に、設計・製造委託し、アマダグループの商標をつけて販売・納入する製品(他社の製品を組み込んで販売する場合も含む)**

#### **(3)上記適用範囲の該当品をアマダグループが調達する全サプライヤー様となります。**

## **2. 購買の考え方**

#### **(1)自由競争原理に基づき、開かれた購買であることとします。**

(2)優れた部材・部品を最適な地域から調達するために、国際的視野に立ち、国籍・企業規模・取引実績の有無等を問わず、世界中のサプライヤー様へオープンな参入機会を提供いたします。

(3)購買先の決定については、品質・価格・納期・環境保全・技術・健全な事業運営はもとより、法令・社会規範の遵守等の項目を加味し公正に選定いたします。

(4)高い倫理観をもって法令・社会規範を遵守し、サプライヤー様と“B to B”的関係を築きます。また、購買・調達活動で得たサプライヤー様の機密情報・個人情報は適切に管理・保護いたします。

## 4. サプライヤー様への協力のお願い

アマダグループでは、お客様の企業価値向上と社会課題の解決に貢献するために、  
サプライヤー様の活動状況に関する情報提供をお願いしております。  
日頃のサステナブルな活動と共に、以下の調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 4.1 調査依頼内容

#### (1)調査内容

- ①サプライヤー様のサステナブル活動状況について
- ②製品含有化学物質情報の管理体制について
- ③製品含有化学物質情報について

#### (2)調査方法

- 1).「【様式 1】サステナブル調達 取引先調査票」を用いての調査内容
  - ①サプライヤー様のサステナブル活動状況について
  - ②製品含有化学物質情報の管理体制について

※「【様式 1】サステナブル調達 取引先調査票および別表 1、別表 2」を参照下さい。
- 2).「chemSHERPA」を用いての調査項目
  - ③製品含有化学物質情報について

※「chemSHERPA」での提出が困難な場合は「不使用証明書」の提出を含め、適時協議の上決定します。

#### (3)調査対象

メーカーや製造委託先に加え貴社が商社・代理店の場合も貴社を調査の対象とします。  
また、商社・代理店を介しアマダグループと取引のあるお取引様も調査の対象とします。

#### 【調査対象と提出書類】

	【様式 1】『サステナブル調達』 取引先調査票(別表 1、2 含む)	「chemSHERPA-AI」、「chemSHERPA-CI」、 または不使用証明書
メーカー	要提出	要提出
商社・代理店	要提出	要提出
製造委託先	要提出	要提出

\* メーカー：自社製品(標準市販品、弊社から製作指示のある特定市販品)を供給するサプライヤー様

\* 商社・代理店：メーカーから製品を調達している場合、また、その他協力会社からの調達品に関しては、  
商社・代理店様で調査し回答をお願いいたします。

\* 製造委託先：主に弊社から図面などで製作指示のある製品を供給していただくサプライヤー様

\* 弊社製造委託品においては、サプライヤー様が自社協力会社等を介し調達する場合や、メーカーから独自で  
製品を調達している場合、その協力会社あるいはメーカーからの調達品に関しては、サプライヤー様で調査し  
回答をお願いいたします。

\* 不使用証明書：製品含有物質を使用していない事を証明する書類になります。

サプライヤー様の書式で、対象部材(製品,付属品,梱包材含む)、対象化学物質、社名、日付が記載され、捺印又はサインされていれば問題ありません。

#### (4) 調査回答方法

- ①弊社担当から、必要事項に関する調査回答依頼をご連絡いたします。
- ②ご回答は弊社担当へ電子メールにて送付下さい。電子メールが不可能な場合は、郵送またはファクシミリにてご返却下さい。
- ③ご回答いただいた内容に変更等が生じた場合は、必ずご連絡下さるようお願いいたします。

#### (5) 調査頻度・時期

1). 下記①、②は定期的(1回/年)に調査依頼を行います。

- ①サプライヤー様のサステナブル活動状況について
- ②製品含有化学物質情報の管理体制について

2). 下記③は必要に応じて弊社担当者より調査依頼を行います。

- ③製品含有化学物質情報について

※調査実施のタイミングについて

主にステークホルダーからの製品情報開示要求や法規制改正等が生じた場合に実施いたします。

調査担当者より調査依頼をご連絡いたします。所定の期日までにご回答下さい。

また、サプライヤー様独自で新しい部品に変更した場合等は速やかに調査担当者までご連絡下さい。

#### (6) 調査票の取り扱いについて

ご提出いただいた調査票は、アマダグループの内部資料とし外部には公表いたしません。

但し、個別のサプライヤー様の調査結果とはわからない形式で、弊社サステナブル調達の取り組みとして調査対象となったサプライヤー様全体での調査結果を、統合報告書等で公表する可能性はあります。

なお、記載内容の調達品環境関連データ(含有化学物質名、含有質量等)は、アマダグループ顧客への報告資料として使用させていただきます。

## 4.2 ガイドライン、調査票などの入手方法について

以下に資料の入手方法を記述します。

(1)以下の資料（PDF）は弊社ホームページから入手可能です。

- ① アマダグループ サステナブル調達ガイドライン
- ② アマダグループ 規制化学物質一覧

※入手先弊社ホームページアドレス：

<https://www.amada.co.jp/ja/sustainability/social/partnership/>

- ③ 「chemSHERPA」フォーマット

※入手先 CMP コンソーシアムホームページアドレス：

<https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool>

(2)以下の資料は個別に配布させていただきます。

- ④ 『サステナブル調達』取引先調査票【様式1】(別表1、2、3、4、5含む)

## 4.3 規制化学物質不使用のお願い

「付属書2. 化学物質の管理指針」に従い、規制化学物質の不使用をお願いいたします。

技術的に不使用が困難な場合等は、含有証明書にその理由等をご記入下さい。

規制化学物質不使用品への切り替えに関しては、従来製品と同等の製品品質を維持していただくようお願いいたします。

※製品含有化学物質情報提出についての補足

1. 入力する含有化学物質に関する情報

- I. 製品基本情報
- II. 製品構成情報
- III. 含有化学物質群有無情報
- IV. 不含有保証書の提出有無情報

2. 含有化学物質の調査フォーマット

製品含有化学物質情報を管理するフォーマットは、サプライヤー皆様の使い勝手を第一に考え、産業界に広く採用されているフォーマットへ柔軟に対応を図っています。

CMP コンソーシアムが提供する化学物質情報伝達フォーマット「chemSHERPA」を使用します。

【対象製品の形状別提出情報】

・「成形品」に含有する化学物質：chemSHERPA-AI による承認済みデータを提出  
AI は成形品に含有する化学物質を扱う

・「化学品」に含有する化学物質：chemSHERPA-CI による承認済みデータを提出  
CI は化学品に含有する化学物質を扱う

### 3. chemSHERPA 使用上の注意事項

#### (1) 含有に関する考え方

原則として、特定目的のため、意図的に添加又は含有する事が明らかな場合は、含有量に関わらず含有と見なします。

意図的添加の有無、含有量の適用法令閾値以内／以上をご記入下さい。

#### (2) 不純物の扱い

特定目的のための意図的な添加又は含有が無い場合で、不純物として含有する場合は、「化学物質の用途欄」に不純物とご記入下さい。

\* 不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質をいう。

#### (3) 化学物質の用途記入

含有している対象化学物質の主な用途等をご記入下さい。

例) クロメート処理、防錆、はんだ、塗料、可塑剤、不純物、添加剤等

#### (4) 備考欄への記入事項

製品使用上の注意点等の伝達事項が有りましたら備考欄にご記入下さい。

#### (5) chemSHERPA 使用方法

ChemSHERPA の詳細な使用方法については、「製品含有化学物質管理ガイドライン」を参考にして記入して下さい。

CMP コンソーシアムホームページ: <https://cmp-consortium.com/>

CMP コンソーシアムガイドライン : <https://cmp-consortium.com/docs/guidelines>

## 4.4 お問合せ先

本件に関するお問合せは下記部署、または調査依頼部門へお願ひいたします。

株式会社アマダ 『化学物質管理担当者』 宛

電話番号 : 0463-96-3275

ファクシミリ : 0463-96-3487

E-mail : [env\\_csr@amada.co.jp](mailto:env_csr@amada.co.jp)

## 5. 附則

このガイドラインは、社会情勢の変化、法規制改正等により必要に応じて隨時改訂いたします。

# 付属書1.サプライヤー行動規範

## A.環境

企業が環境面の責任を持つことは世界水準の製品の製造に不可欠です。製造作業においては、公衆の安全衛生を守りながら、製造活動において、環境への影響を特定するとともに、地域社会、環境、および天然資源への有害事象を最小限に抑えなければなりません。ISO 14001 と環境管理・監査システム（Eco Management and Audit System、EMAS）などの認知された管理システムを参照し、環境基準を以下に規定しています。

### 1) 環境許可と報告

- 環境許可証(例:排出の監視)、認可書、および登録書が必要な業務を行う場合は、取得・維持し、最新の状態に保ち、その運用および報告に関する要求事項を遵守しなくてはなりません。

### 2) 汚染防止と省資源

- 汚染物質の排出・放出ならびに廃棄物の発生は、発生源において、または汚染除去装置の追加、生産、メンテナンス、設備に関するプロセスの変更、あるいは他の手段などの施策によって、最小限に抑えられるか除去される必要があります。
- 水、化石燃料、鉱物、原生林製品などの天然資源に関しては、生産、メンテナンス、設備に関するプロセスの変更、物質の代替、再利用、保全、リサイクル、その他手段などを実践することで、その使用を抑えるものとします。

### 3) 廃棄物の抑制

- 廃棄物(有害物以外)の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクルを通じて、廃棄物の抑制に努めます。廃棄物データは追跡し、文書化しなければなりません。

### 4) 大気への排出

- 操業中に発生する揮発性有機化合物(VOC)、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および燃焼副生成物の大気への排出を行う場合は、特性化、定期的監視、制御され、排出される前に適切な処理を実施しなければなりません。
- オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書および適用される規制に従い、効果的に管理されなければなりません。
- 大気排出制御システムを使用している場合は動作を定期的に監視するものとします。

## 5) 資材の制限

- 製品および製造(リサイクルおよび廃棄物のラベリングを含む)における特定の物質の禁止または制限がある場合は、すべての適用される法律、規制、および顧客要求事項を遵守しなければなりません。

## 6) 水の管理

- 廃水は法令に従い、排出または廃棄する前に適切な処理を実施しなければなりません。
- 廃水処理システムと水槽・タンクを使用する場合は動作を定期的に監視し、最適な動作と規制の遵守を確保しなければなりません。

## 7) エネルギー消費および温室効果ガスの排出

- アマダグループに納入いただく資材・製品において、原材料調達から製造工程で使用する各種エネルギーおよび温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub> 排出量)の削減に配慮をお願いします。
- 温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub> 排出量)の分類
  - Scope1:事業者自らの燃料の燃焼や工業プロセスに伴う直接的な排出
  - Scope2:他社から供給された電気・蒸気・熱のエネルギー使用に伴う間接的な排出
  - Scope3:Scope1、2 以外の間接的な排出(原材料の調達や販売した製品の使用など)

# B.有害化学物質

## 1) 有害物質

- 人体や環境に対して有害な化学物質、廃棄物、およびその他の物質は、特定、ラベリングを行い、安全な取り扱い、輸送、保管、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にするよう管理しなければなりません。有害廃棄物データは追跡し、文書化しなければなりません。  
※有害化学物質は、付属書 2.4 使用禁止物質、管理物質の運用”に記載されている法令等で規定される物質になります。

## 2) 製品含有化学物質(CiP)

- アマダグループへの納入品において、「アマダグループ規制化学物質一覧」に記載されている化学物質が含まれる場合は、製品含有化学物質(CiP)管理ガイドライン※を遵守します。  
※製品含有化学物質(CiP)管理ガイドライン: <https://cmp-consortium.com/docs/guidelines#guideline1>

# C.労働・人権

労働者的人権を尊重し、国際社会から理解されるよう、尊厳と敬意をもって彼らに接することに取り組みます。直接的・間接的なサプライヤー、ならびに臨時社員、移民労働者、学生、契約社員、直接雇用者、およびその他の就労形態の労働者を含む、すべての労働者を対象とし労働・人権基準を以下に規定しています。

## 1) 強制労働の禁止

- 拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的 または搾取的囚人労働、奴隸または人身売買を含むがこれに限定されない、あらゆる形態の強制的な労働は認められていません。これには、労働またはサービスのために脅迫、強制、強要、拉致、または詐欺によって人を移送、隠匿、採用、移動すること、または受け入れることも含まれます。
- 会社が提供する施設(該当する施設には、労働者の寮や住居を含みます)への出入りに不合理な制約を与えること、施設における労働者の移動の自由に不合理な制約を課したりしてはなりません。  
雇用プロセスの一環として、すべての労働者に雇用条件を含む母国語または労働者が理解できる言語で、で記述された雇用契約書が提供されなければなりません。
- 外国人移民労働者は、労働者が出身国を出発する前に雇用契約書を受け取らなければならず、受け入れ国に到着後、現地の法律を満たし、同等またはより良い条件を提供するために変更される場合を除き、雇契約書の差し替えまたは変更は認められないものとします。
- すべての労働は自発的でなくてはなりません。また、労働者は、合理的な通告がなされれば、違約金なしにいつでも自由に離職し、または雇用を終了することができるものとし、その旨は雇用契約に明記されなければなりません。参加企業は、退職するすべての労働者に関する書類を保持しなければなりません。
- 雇用者、人材斡旋会社、およびその委託先は、政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可書など、身分証明書または出入国管理書類を保持したり、または破棄、隠匿、没収したりしてはなりません。上記にかかわらず、雇用者が文書を保持できるのは、現地法令を遵守するために必要な場合に限られます。そのような場合、労働者は、これらの文書へのアクセスを拒否されることはないものとします。
- 労働者は、雇用者の人材斡旋会社またはその委託先に就職斡旋手数料または雇用に関わるその他手数料を支払う必要はないものとします。  
労働者がこうした手数料を支払ったことが判明した場合は、その手数料は当該労働者に返金されるものとします。

## 2) 若年労働者

- 児童労働は、いかなる製造段階においても使用してはなりません。ここでいう「児童」とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、もしくは国の最低雇用年齢の内、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。18歳未満の労働者（若年労働者）を、夜勤や時間外勤務を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させてはなりません。
- 適用法令に従い、学生労働者に関する記録の適切な保持、提携する教育機関への厳格なデューディリジエンス、および学生労働者の権利の保護により、学生労働者の適切な管理を確保しなければなりません。
- 労働者の年齢を確認する適切な仕組みを整備しなければなりません。

- 合法的な職場学習プログラムの使用は、すべての法令が遵守されている限り、支持されます。  
参加企業は、すべての学生労働者に適切な支援と教育訓練を提供しなければなりません。  
現地法がない場合、学生労働者、インターン、および見習いの賃金率は、同様または類似の労働を行っている他の新人労働者と少なくとも同じものでなくてはなりません。
- 児童労働が判明した場合、支援／救済措置を講じるものとします。

### 3) 労働時間

- 労働時間は、現地法令で定められている上限を超えてはなりません。すべての時間外労働は自発的なものでなければなりません。
- 労働者には 7 日間に 1 日以上の休日を与えることはなりません。

### 4) 賃金および福利厚生

- 労働者に支払われる報酬は、最低賃金、時間外労働、および法令で義務付けられている福利厚生に関する法律を含め、適用される賃金に関するすべての法令を遵守していかなければなりません。労働者は時間外労働に関して、通常の時給より高い賃率で支払いを受けなければなりません。
- 懲戒処分としての賃金からの控除は、認められません。
- 各給与計算期間について、実施した労働に対する正確な報酬を確認するのに十分な情報記載された適時かつ理解しやすい賃金明細書を労働者に提供しなければなりません。臨時、派遣、および外部委託の労働者の使用はすべて現地法令の制限内とします。

### 5) 差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇

- ハラスメントおよび違法な差別のない職場づくりにコミットしなければなりません。労働者に対する暴力、性別に基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公衆の面前での辱め、または言葉による虐待などの不快な、または非人道的な扱いは一切行ってはならず、また、そのような扱いを受ける恐れがあつてはなりません。
- 会社は、賃金、昇進、報酬、および教育訓練の機会などの採用および雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性または性表現、民族または国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、支持政党、組合加入の有無、軍役経験の有無、保護対象となる遺伝情報、または配偶者の有無に基づく差別またはハラスメントを行ってはなりません。これらの要件に対応した懲戒方針および手順を明確に定め、労働者に伝えなければなりません。
- 労働者には、宗教的慣習や障がいに対する合理的な便宜が図られなければなりません。さらに、労働者または採用の可能性のある労働者に、差別的に使用される可能性がある妊娠検査や処女検査を含む医療検査または身体検査を受けさせてはなりません。これは、ILO 差別待遇（雇用及び職業）条約（第 111 号）を考慮して草案したものです。

### 6) 結社の自由および団体交渉

- 労使間のオープンなコミュニケーションと直接的な関わりは、職場環境と待遇の問題を解決する最も

効果的な方法です。労働者および／またはその代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について、経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できるものとします。

- これらの原則に沿って、労働者が自ら選択した労働組合を結成してこれに参加し、団体交渉を行い、また平和的な集会に参加するというすべての労働者の権利を尊重し、またかかる活動を差し控える権利も尊重しなければなりません。結社の自由および団体交渉の権利が適用法令により制限されている場合、労働者は、これらに代わる適法な労働者代表を選出し、これに参加することを認められるものとします

## D. 安全衛生

業務上の怪我や病気の発生率を最小限に抑えることに加えて、安全で衛生的な作業環境が、製品およびサービスの品質、製造の一貫性、ならびに労働者の定着率および勤労意欲を向上させることを認識します。職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、労働者からの意見と労働者の教育が今後も不可欠であることも認識しておかなければなりません。

安全衛生基準を以下に規定しています。

### 1) 労働安全衛生

- 労働者が安全衛生上の危険（化学物質、電気および他のエネルギー源、火災、車両、落下物の危険など）に晒される可能性を特定および評価し、ヒエラルキーコントロールを使用して軽減しなければなりません。これらの手段により危険を適切に管理することができない場合、労働者には、これらの危険に関連するリスクに関する、適切で正しく維持管理された個人保護具および教材を提供しなければなりません。
- ジェンダーに対応した対策を講じなければなりません。たとえば、妊婦および授乳婦を本人や子供に危険を及ぼす可能性がある労働環境に就かせないこと、授乳婦に合理的な配慮を行うことなどです。

### 2) 緊急時への備え

- 潜在的な緊急事態および事象を特定、評価し、その影響を、緊急事態発生の報告、従業員への周知および避難手順、労働者の教育訓練を含む、対応手順の整備および緊急対策を実施することにより、最小限に抑えなければなりません。
- 防災訓練は、少なくとも年に 1 度、または現地法で義務付けられるとおり、いずれかより厳しい頻度で実施しなければなりません。緊急対策には、適切な火災報知器および消火設備、分かり易く障害物のない出口、適切な非常口のある施設、緊急対応にあたる人員の連絡先情報、および復旧計画なども含まれなければなりません。それらの対策および手順は、生命、環境、および財産への損害を最小限に抑えることに重点を置くものとします。

### **3) 労働災害および疾病**

- 労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告するために、手順および仕組みを整備しなければなりません。これには、労働者からの報告の奨励、労働災害および疾病の事例の分類と記録、必要な治療の提供、事例の調査、原因をなくすための是正措置の実施、ならびに労働者の職場復帰の促進のための規定が含まれます。労働者が報復を恐れることなく、差し迫った危険から離れ、状況が緩和されるまで復帰しないことを許可しなければなりません。

### **4) 産業衛生**

- 労働者の化学的、生物学的、物理的因素への曝露の可能性がある場合は、ヒエラルキーコントロールに基づいて特定、評価、管理されなければなりません。
- 危険を適切に管理することができない場合、労働者には、適切で正しく維持管理された個人保護具を無料で提供するものとし、労働者はこれを使用しなければなりません。
- 労働者に安全で衛生的な作業環境を提供し、労働者の健康と作業環境の継続的かつ体系的なモニタリングを通じて、これを維持しなければなりません。
- 職業曝露によって労働者の健康が害されているかどうかを定期的に評価するために、労働衛生モニタリングを実施しなければなりません。労働衛生保護プログラムは、継続的であり、職場における危険な状況に晒されるリスクに関する教材を含むものとします。

### **5) 身体に負荷のかかる作業**

- 手作業による材料の取り扱い、重量物の持ち上げまたは反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業、および極度に反復の多い、または力の要る組み立て作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険への曝露を、特定、評価、管理しなければなりません。

### **6) 機械の安全対策**

- 生産機械およびその他の機械は、安全上の危険を評価する必要があります。機械により労働者が怪我をする危険がある場合、物理的な保護、インターロック、障壁を設置し、適切に保守管理しなければなりません。

### **7) 衛生設備、食事、および住居**

- 労働者は清潔なトイレ施設・飲料水の利用および食事のための施設を提供されるものとします。
- 会社または人材斡旋会社が提供する労働者の寮は、清潔かつ安全に維持され、適切な緊急時の非常口、入浴およびシャワーのための温水、適切な照明、適切な空調換気、個人の所有物および貴重品を保管するための個別セキュリティ付き収納設備、および合理的に出入りできる適切な広さの個人スペースを提供します。

## 8) 安全衛生に関する連絡

- 労働者の母国語または理解できる言語で、労働者が晒されることになるあらゆる特定済みの職場の危険（機械、電気、化学物質、火災、および物理的危険を含むがこれに限定されない）について、適切な職場の安全衛生に関する情報とトレーニングを労働者に提供しなければなりません。安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者が確認、アクセスできる場所に表示しなければなりません。健康に関する情報およびトレーニングには、該当する場合、性別や年齢など、関連する特性に特有のリスクに関する内容が含まれるものとします。トレーニングは、すべての労働者に対し、実務の開始前に、それ以降は定期的に提供しなければなりません。
- 労働者は、報復を受けることなく安全衛生に関する懸念を提起することが奨励されます。

## E.倫理

社会的責任を果たし、公正なビジネスを実施するために、法令遵守の徹底と不適切な利益の排除を行い、公正・公平な取引関係を構築、維持すために遵守する倫理事項を以下に規定しています。

### 1) ビジネスインテグリティ

- すべてのビジネス上のやりとりにおいて最高基準のインテグリティ(誠実性)を維持しなければなりません。
- あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領を一切容認しない方針を保持しなければなりません。

### 2) 不適切な利益の排除

- 賄賂またはその他の不当もしくは不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または受領してはなりません。これら禁止事項には、取引を獲得または維持する、取引を発注する、あるいはその他不適切な利益を得るために、第三者を通して、直接的または間接的に価値のあるものを約束、申し出、許可、提供、または受領することが含まれます。
- 公平・公正な取引関係を構築、維持します。

### 3) 情報の開示

- すべての商取引は、透明性をもって実施され、会計帳簿や記録に正確に反映される必要があります。
- 労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規則と一般的な業界慣行に従って、開示されなければなりません。
- サプライチェーンにおける記録の改ざん、もしくは状況または慣行の虚偽表示は容認されません。

#### **4) 知的財産**

- 知的財産権を尊重しなければなりません。技術やノウハウの移転は知的財産権を守る形で実施し、また顧客およびサプライヤーの情報を保護しなければなりません。  
※サプライヤー様がお取引先や同業他社の知的財産権を侵害していない等が必要となります。

#### **5) 公正なビジネス、広告、および競争**

- 公正なビジネスおよび競争に関し、公正な競争、公正な取引に関する法令を遵守して、不当な取引制限、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等の行為を行わないでください。
- 製品やサービスに関するカタログ等の表示及び広告宣伝においては、不正な目的や、事実と異なる情報の提供がない様にする必要があります。

#### **6) 身元の保護と報復の禁止**

- 法律により禁止されていない限り、サプライヤーおよび従業員の内部告発者の機密性、匿名性、保護を確保するしきみを維持しなければなりません。会社は、自社の従業員が報復の恐れなしに懸念を提起できるコミュニケーションプロセスを保持する必要があります。

#### **7) 責任ある鉱物調達**

- 製造する製品に含まれるタンタル、スズ、タンクステン、金、コバルトの原産地と調達経路について、経済協力開発機構（OECD）の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」または同等に認知されたデューディリジェンスの枠組みに合致した方法で調達されなければなりません。

#### **8) プライバシー**

- サプライヤー、顧客、消費者、および従業員など、取引を行う者すべての個人情報に関してそれらを保護するための合理的な措置を確保しなければなりません。
- 個人情報を収集、保管、処理、移転、共有する場合、個人情報保護および情報セキュリティに関する法律および規制要件を遵守しなければなりません。

## ・F.その他

その他として、品質・安全性、事業継続計画、機密情報の漏洩防止、情報セキュリティ、輸出管理、反社会的勢力との不適切な利益供与の禁止、調達品の供給などに関して以下に規定します。

### 1) 品質・安全性

提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

- 製品の安全性確保

製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

- 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要があります。

- 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

### 2) 事業継続計画

大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

- 事業継続計画の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。

### 3) 機密情報の漏洩防止

- 自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報(電子媒体も含む)を、適切に管理・保護しなければならない。

### 4) 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

- サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。サイバー攻撃などからの脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、スパイウェア、ランサムウェア、標的型攻撃などを指す。

### 5) 適切な輸出管理

- 法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行う必要があります。

- 規制貨物等の輸出については、外為法等の法令に反する行為は行わない。

- 外為法等の法令遵守及び適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。

## **6) 反社会的勢力との不適切な利益供与の禁止**

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持つてはならない。

## **7) 最適な部品・部材価格の提供**

- 市場競争力のある価格での調達品の提供をお願いします。

## **8) 部材の安定供給**

- アマダグループの調達活動に合った部品・部材供給体制を確立し、安定供給をお願いします。

## **9) 2次サプライヤー様がある場合**

- 協力会社など2次サプライヤー様がある場合は、2次サプライヤー様へサステナブル調達ガイドラインを御理解の上、働きかけをお願いします。

※本サプライヤー行動規範の作成にあたって、以下の基準を参考としています。

-RBA (Responsible Business Alliance Code of Conduct)「RBA 行動規範 Ver.8.0」

-JEITA 社団法人電子情報技術産業協会「責任ある企業行動ガイドライン」

## 付属書2.化学物質の管理指針

### 付2.1 目的

アマダグループがお客様に販売・納入する製品を構成する調達品等に使用される化学物質および製品に含まれる製品含有化学物(CiP)に関し、使用禁止物質を明確にし、アマダグループおよびサプライヤーの皆様に周知徹底することで、製品の環境に関する品質の維持・向上を目指します。

※1 CiPとは：CiP(Chemicals in Products)=製品含有化学物質

※2 対象化学物質の確認は、別紙「規制化学物質一覧」を参照

### 付2.2 適用範囲

3.適用範囲と購買の考え方 1.適用範囲 (1)～(3) に準ずる。

### 付2.3 用語定義

本指針は以下のように用語を定義します。

#### (1) 使用禁止物質

現在、既に国内・海外の法令等により使用が禁止されている物質。

#### (2) 使用管理物質

「REACH規則 高懸念物質 SVHC」に記載されている化学物質を管理物質とします。

#### (3) 調達品等に含有する環境負荷物質

- 意図的に製品（部品、部材等）に使用された物質、及び製造工程で使用され、最終製品あるいは部品、部材等に残留、又は付着した物質を示します。
- 製品の製造工程で使用された物質で、製品に残留しない物質は対象外とします。  
従って、溶剤・洗浄剤・メッキ液等、製造工程に使用される物質や、加工機等に含まれる物質で、最終製品に残留しない化学物質は対象外とします。

### 付2.4 使用禁止物質、管理物質の運用

#### (1) 法令等への対応

主な国内・海外の法令等に基づき使用禁止物質を選定しています。しかし、すべての法令等を網羅しているわけではありません。調達時の該当法令等を遵守してください。

参考とした主な法令等は以下の通りです。

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- ・化学物質排出把握管理促進法（化管法）
- ・労働安全衛生法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・オゾン層保護法

- ・R o H S 指令Ⅱ（10 物質）
- ・大気浄化法（米）
- ・モントリオール議定書
- ・ストックホルム条約（P O P s 条約）
- ・I E C 6 2 4 7 4
- ・R E A C H 規則 高懸念物質 S V H C
- ・R E A C H 規則 A n n e x X V I I （旧 76/769/EEC）  
(旧 76/769/EEC:危険な物質及び調剤の上市の制限に関する指令)
- ・TSCA『米国 有害物質規制法』
- ・WFD『欧洲廃棄物枠組み指令』（含有登録物質は REACH 規則と同じ）

## （2）使用禁止および使用管理物質の運用

- ・規制値（閾値）が規定されている物質に関しては、その法規制に従ってください。
- ・使用禁止および使用管理物質とも、国内・海外の法令等の変更等により、記載されている化学物質おもじ等の変更を行なう場合があります。

## （3）「別紙 規制化学物質一覧」に記載されている化学物質の変更

国内・海外の法令等の変更等により、「別紙 規制化学物質一覧」に記載されている化学物質は追加等の変更が行なわれる場合もあります。

## （4）アマダグループの規制化学物質不使用の対応について

アマダグループでは環境配慮型設計として、新商品開発時に製品アセスメントを実施し、低環境負荷商品を提供いたしております。R o H S 指令などの海外法規制や、国内法で使用制限される全ての規制化学物質の不使用は、調達品の製造技術上、困難な場合も有ります。製品アセスメントでは、お客様加工製品への規制化学物質付着防止と、消耗品等の廃棄を配慮し、2007 年 8 月以降の開発商品から順次以下の対応を行なっております。

- ①お客様加工製品と弊社製品に接触部分への規制化学物質不使用
- ②日常保守点検項目部品への規制化学物質不使用  
(取扱説明書 日常保守点検項目対象品)
- ③消耗部品への規制化学物質不使用 (取扱説明書 消耗部品対象品)

## 付 2.5 油脂（混合物）の取扱いについて

国内で流通する油脂については、SDS 提出を必須とします。

海外対応については、仕向け地先で対応できる SDS の提出を要求します。

改訂履歴